

# インドネシアの視点からみた ASEAN 経済共同体の課題

バンバン・ルディアント、和光大学経済経営学部教授

小林弘明、千葉大学大学院園芸学研究科教授

## Abstract

The ASEAN Economic Community (AEC), launched in 2015, concludes that eliminating tariffs on goods among 10 ASEAN countries is a pillar, but does not reach a strong regional agreement like the EU. Specifically, two symbolic goods, namely rice and sugar, are excluded from trade liberalization, and services and labor movements are also in progress of discussion among member countries. The AEC will be targeted for completion in 2025, but as of 2019 there are still many problems. In particular, ASEAN takes the principle of decision-making mechanism based on “non-intervention” and “consensus”, in which a true economic community will be difficult to be realized. This paper will also point out other problems to be solved, i.e., labor migration, diverse religions in the territory and the overseas Chinese.

Keywords: AEC, Indonesia, tariff

JEL Classification: F12, F13, F15

## AEC 中のインドネシア

ASEAN 経済共同体（以下 AEC）は、先行するメンバー国間の物品の関税撤廃を重要な柱とし、真の経済共同体を目指して 2015 年に発足した。しかしながら直面する問題点を精査する限り、AEC が EU のような経済的・政治的に強い地域協定に向かって発展するための条件が醸成されつつあるとは思えない。例えば、多くのメンバー国にとっての重要品目である 2 つの物品、すなわち米と砂糖は将来的にも貿易自由化の対象外であり、そしてサービスや人材移動に関する事項の多くも継続審議となる。AEC は 2025 年を完成目標年次としているが、2019 年時点ではまだ数多く問題が残されている。本稿の課題は、以上のような見識にいたる現状認識を、インドネシアを事例として論述することである。

AEC の基盤となる物品に関する貿易規定は ASEAN/ATIGA (ASEAN Trade in Good Agreement: 物品貿易協定) である。2010 年 8 月に ATIGA が発効することで、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイは、物品の 99.65 パーセントについて ASEAN 内輸入関税を撤廃するという方針を決め、一方カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムは、物品の 98.86 パーセントについて、輸入関税を 0~5 パーセントまで引き下げるとした。そして、ATIGA の中では米と砂糖を特例（第 24 条）と明記す

る。インドネシアを事例とする 2017 年の関税率を表 1 に示す。米関連物品の 4 桁の HS コードは 1006 で、インドネシアの輸入関税は 25% となり、HS コードが 1701 の砂糖関連物品の関税は 5~10% である。米と砂糖はフィリピン、タイ、ベトナム、インドネシアなどにとって政策的・政治的にも重要な主要品目であり、輸入を自由化したり、ましてや関税をゼロにすることは各国の国内事情からみて許容されない。ベトナム産の米は国際的にも低価格で、他のメンバー国からみて、ベトナム産の米が輸入されることはその国の農業にとって脅威となる。

表 1. ATIGA による米・砂糖関連品の関税率：インドネシア

HS Code	Description of Goods	2017
10.06	Rice.	
1006.10	- Rice in the husk (paddy or rough)	
1006.10.10	- - Suitable for sowing	25.00%
1006.10.90	- - Other	25.00%
1006.20	- Husked (brown) rice	
1006.20.10	- - Hom Mali rice	25.00%
17.01	Cane or beet sugar and chemically pure sucrose, in solid form.	
	- Raw sugar not containing added flavouring or colouring matter	
1701.12.00	- - Beet sugar	10.00%
1701.13.00	- - Cane sugar specified in Subheading Note 2 to this Chapter	5.00%
1701.14.00	- - Other cane sugar	5.00%

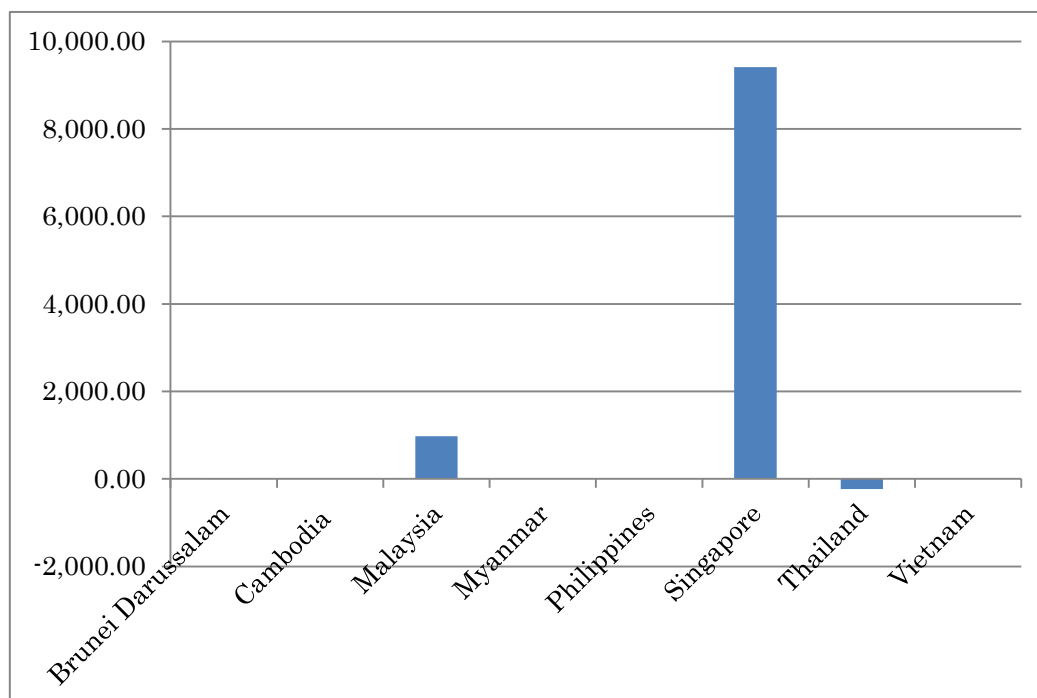
出所：ASEAN 事務局 <https://asean.org/>

ASEAN 諸国からインドネシアへの直接投資に関しては、図 1 のように、シンガポールからが最も大きく、次いでマレーシアだが、後者は前者の 10 分の一程度であり、他の国からはゼロに近い値となる。両国の経済発展水準の高さとともに、隣接しているという立地的な関係も影響しているかもしれない。

1970 年代からインドネシア政府はシンガポールからの経済波及効果を狙ってバタム島の経済開発に注力した。2007 年に政府は「完全な自由貿易地域 (Free Trade Zone (FTA))」というポジションをバタム島に与え、当該地域での輸入関税を撤廃した。Kumar and Siddique (2013) はシンガポールとバタム島内の多数の多国籍企業との地理的な近さもま

た重要な需要とフィードバックを提供すると明記した。さらに、彼は地方分権化が政府間および地域間の競争を増大させるにつれて、他の地域に対するバタム島の競争上の優位性を反映し、豊富な外国投資および多国籍企業を引き付けたと論じた。その結果、シンガポールとの空間的近接性による立地の優位性により、バタム島はインドネシアの経済成長の中心地として発展することが可能になった。

図 1. ASEAN 各国からインドネシアへの直接投資（2017 年）（100 万 US\$）



出所：ASEAN の統計ポータル <https://data.aseanstats.org/>

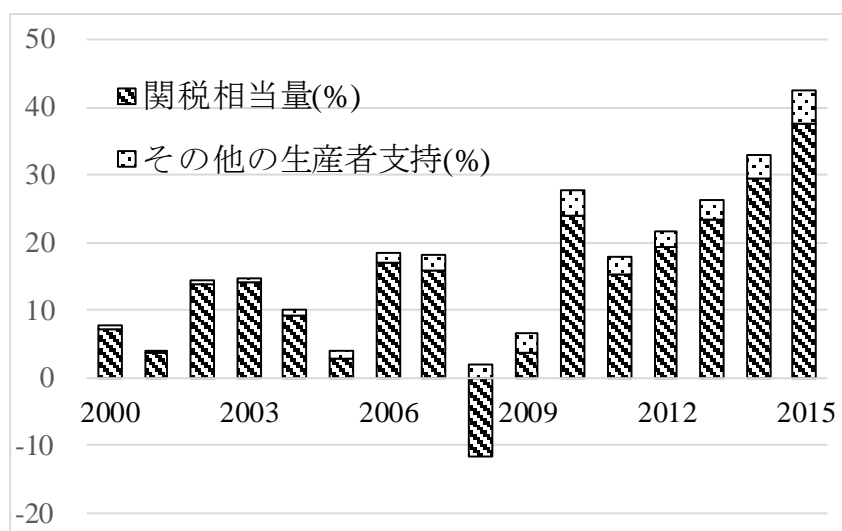
### インドネシアの非関税措置

ASEAN 諸国の非関税措置の研究としては安藤（2009）が、非関税措置が課されている品目割合である frequency ratio を計測している。これによると 2009 年時点の ASEAN 全体の frequency ratio は 49 で、ほぼ半分の品目は非関税措置を課せられていることを示す。特に、インドネシア、ミャンマー、フィリピンの frequency ratio はいずれも 100 であり、それぞれの国に特有の措置が存在することを示唆している。安藤（2009）によるとインドネシアの場合、すべての物品輸入に対して準関税措置となる 10%の付加価値税（PPN）と 2.5%~7.5%の輸入者に対する所得税が課される。この意味で、インドネシアの物品輸入に対するコストは常に嵩上げされ、ATIGA による自由貿易協定の枠組みの中でも 12.5%の関税相当量が課されていることになる。同様にフィリピンについても輸入品に対して課徴金が課せられ、さらに決して小さくはないとされる行政費用もかかる。

農産品に関する非関税障壁に関しては、その程度を評価するための一指標である PSE (Producer Support Estimate 生産者補助推計量) を OECD が推計している。これは内外価格差ないし関税相当量に、国内保護による生産者支持としての補助金額を加えたもので、インドネシアに関する加工した推計結果を図 2 に示す。数値は国際価格に対する割合(%)として評価される。近年における上昇傾向は明らかである。大きな内外価格差をもたらしているのは主にはコメであるが、トウモロコシや食肉なども比較的大きな内外価格差となっており、農産品貿易の自由化は必ずしも進んでいないことを示唆している。なお OECD による本指標の対象品目は米、トウモロコシ、精製糖、パーム油、食肉、鶏卵などで、図 2 の数値はこれら品目の加重平均となる。野菜や果実などの園芸産品は本指標の対象とはなっていない。インドネシアが世界最大の生産国であるパーム油の関税相当量はマイナス、すなわちインドネシアにおけるパーム油の国内価格は国際価格よりも低い。

ただし、それでもインドネシアは米と果実を中心に、大規模な農産品輸入を展開していることもまた事実である。米について、インドネシアは従来から安定的に完全な自給を達成しきれておらず、果実については、国産品の品質が必ずしも高くはないという事情がある。近年では ASEAN メンバーであるベトナムからの輸入が多くなっている。(図 3)。

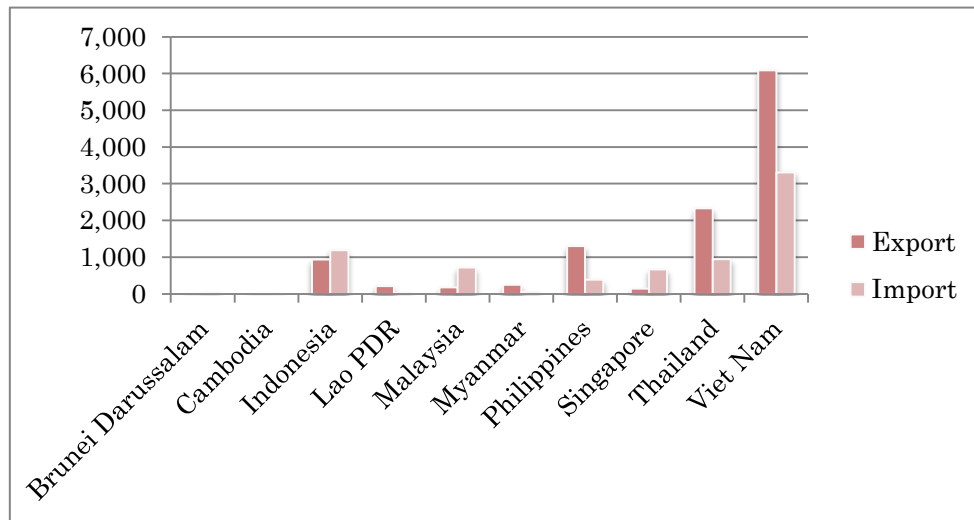
図 2. インドネシアの農業保護指標の推移 (OECD の PSE)



資料：OECD, <http://www.oecd.org>.

図 3. ASEAN 諸国にける果実・ナッツの輸出入（2007 年）

（単位：100 万米ドル）

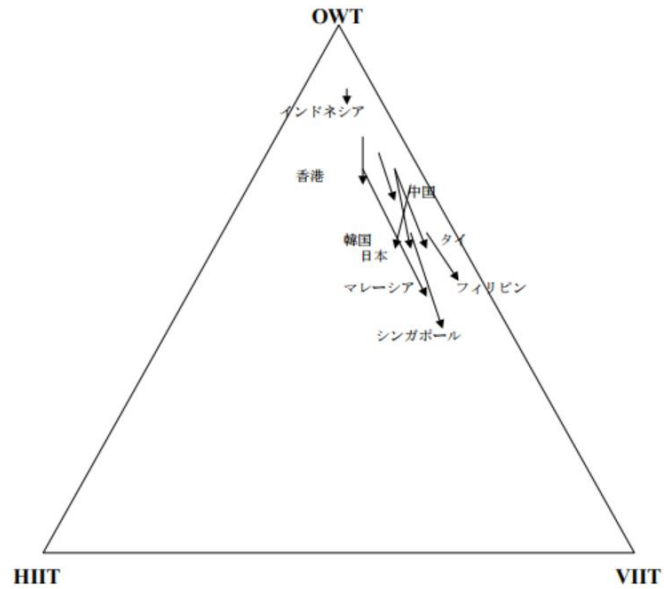


出所：ASEAN の統計ポータル <https://data.aseanstats.org/>

石戸ら（2003）は中国、ASEAN5（インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、シンガポール）、香港、韓国、および日本からなる東アジアと EU の域内貿易を分析した。その指標として一方向貿易（または産業間貿易）（One-Way Trade、以下 OWT）、水平的産業内貿易（または商品の特性により製品が差別化されている）（Horizontal Intra-Industry Trade、以下 HIIT）及び垂直的産業内貿易（品質により製品が差別化されている）（Vertical Intra-Industry Trade、以下 VIIT）の3つの指標を計測した。この手法は Greenaway, Hine and Milner (1995)、Fontagné, Freudenberg, and Péridy (1997)、および Aturupane, Djankov and Hoekman (1999)などによって提案された。石戸ら（2003）の分析結果を引用させていただき、図 4 および図 5 に示す。

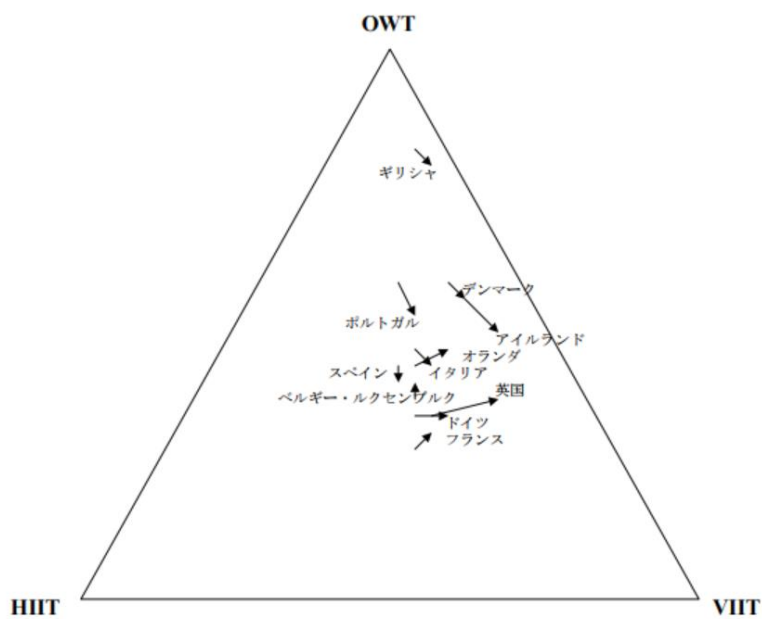
ASEAN 中のインドネシアの位置は EU 中のギリシャと似ている。インドネシアでの一方向貿易（OWT）は他の ASEAN 諸国と比較すると最も大きい。そして、インドネシアは垂直的産業内貿易（VIIT）になかなか移行しないのが現状である。つまり、商品の特性により製品が差別化されづらいということであろう。産業の成熟による差別化された商品生産を拡大する余地が大きいといえよう。

図 4. 東アジア域内貿易における各国の貿易 3 分類  
(1996 年および 2000 年)



出所: PC-TAS に基づき石戸ら (2003) が作成。

図 5. EU 域内貿易における各国の貿易 3 分類  
(1996 年および 2000 年)



出所: PC-TAS に基づき石戸ら (2003) が作成。

## AEC の課題

すでに冒頭で結論付けたように、ASEAN 自由貿易協定 (AFTA: ASEAN Free Trade Agreement) をさらに進化させた AEC ではあるが、インドネシアを事例として考察した以上の状況に鑑みても、特に物品貿易にかかわる非関税障壁の残存を考慮するならば、EU のような経済枠組みと対比させることはやはり難しいというべきであろう。AEC の「ブループリント 2025」のトップに位置付けられる物品貿易のアジェンダからして実現の可能性は今のところ困難と言わざるを得ない。また「内政不干涉」と「全会一致」を原則とする ASEAN の意思決定のメカニズムが困難性を一層高めるであろう。三浦 (2016) は TPP が原則合意に至ったことを受け、タイ、インドネシア、フィリピンだけでなく ASEAN 後発加盟国でも「乗り遅れ」に対する危機感が高まっていると論じた。さらに三浦 (2016) は AEC が実効性を高め、東アジアにおける FTA の核として機能するようになれば、ASEAN は東アジア地域包括的経済連携 (Regional Comprehensive Economic Partnership: RCEP) における交渉を円滑に進めると同時に、自由化水準を引き上げる役割を担うと結論付けた。

表 2. AEC のブループリント 2025

---

統合の柱 (A-E) 。カッコ内はそれぞれに属する措置項目

---

A. 統合され、高度に結束した経済 (物品貿易、サービス貿易、投資環境など)
B. 競争力があり、革新的でダイナミックなASEAN (競争政策、消費者保護など)
C. 強化された連結性と分野別協力 (輸送、情報通信技術、Eコマースなど)
D. 強靱で包摂的、人本位で人が中心にあるASEAN (SME、民間部門の役割強化など)
E. グローバルなASEAN

---

出所: JETRO,

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/asean/data/asean\\_other04\\_1707.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/data/asean_other04_1707.pdf)

(2017年7月1日アクセス)

## インドネシアの視点から見た AEC の課題

最後に、EU をひとつの目標としてみた場合、AEC が将来的に解決すべき課題とはなにか。本稿における上記のパートで論じた諸点のほかに当面想定される論点を以下に列記しよう。初めの 2 点は、上記のパートと同様に、物品の貿易に関する論点であり、残りの 5 点は、特にインドネシアの視点から見たより一般的な論点である。

第 1 に、罰則を含めた紛争処理に係る規定はほとんど整えられておらず、仲裁のための

機関が存在せず、仮に 2 国間での問題が発生した場合には、当事国同士で解決する以外に今のところ方途がない。事例として、フィリピンはインドネシアのコーヒーに対して 10%、セラミックに対しては 30%の輸入関税を課している。また、インドネシアはタイからの果物に輸入関税を課しており、一方タイはインドネシアのインスタントコーヒーに関税を課しているといわれる（2019/6/23 の Tempo 誌）。後者の問題は 2019 年 7 月時点において、両国による協議が続いている。

第 2 に、国内法の整備はなお不十分である。インドネシアの場合、ATIGA に関連する法整備は財務大臣令 No.20B/PMK.Oil/2012 で承認された。さらに、2 年後の 2014 年にその上位の法規定で大統領令第 10 号が発令された。しかしそれ以前、2012 年には、林業大臣令の No. 42/Permentan/OT.140/6/2012 によって検疫の制限が発令され、その中では果物の輸入ができる港・空港が制限され、輸入自由化とは相反する決定がなされている。つまり検疫施設を備え果実を輸入することのできる港はスラバヤ、メダン、マカッサルのみ、そして空港ではジャカルタ・スカルノ・ハッタ空港のみとなっている。さらに、林業大臣からの輸入承諾書が必要となる（林業大臣令 15 号 2017 年）など手続きが複雑化し、採用されるべき保存技術も低温冷蔵（Cold Treatment）または臭化メチルによる燻蒸（fumigation with methyl bromide）に限定される。関税の面だけからいえば、ASEAN からインドネシアへの果物の輸入は非課税のはずだが、実際には検疫制度が大きな障壁となっている。

第 3 に、EU のメンバー国というまでもなく全てが民主主義国家であるのに対して、ASEAN のメンバー国の構成、特に後発のメンバー国では、必ずしも民主主義による国家運営がなされているわけではない。この「寛容」が、戦後における東南アジア・ASEAN の統合の歩みを支えてきたという一面を持つのであるが、政府の政策が国民によって評価される自由な政治環境の発展も望まれるところであろう。またしばしば指摘されるように、メンバー国間の平均的な所得水準の格差が大きなことも、EU と対比した ASEAN の顕著な特徴である。

第 4 に、リーダーシップを取る国はどこか、必ずしも明確ではなく、巨大な事務局の存在で知られる EU との対比において、ASEAN 事務局に割り当てられている予算は極めて小規模であり、またその権限が小さいというべきであろう。仮に紛争が発生した場合には、長期間をかけて協議によって解決する以外にはない。原則である「内政不干涉」と「全会一致」は、迅速な意思決定にとってむしろ障害になる可能性が高い。

第 5 に、労働力移動にかかわる論点は難問として立ちはだかっている。ILO & IOM(2017)によると、労働力の移動は送金国と受取国の両方の経済を繁栄させる原動力である。近年の ASEAN の移住労働者数は 2090 万人と推定され、そのうち約 690 万人が国境を越えた。移住労働者の約 87%は、農業、漁業、家事、製造業、建設業、ホスピタリティ業、フード



サービス業などで活動する。しかし ASEAN 域内の労働力の流入は特定の国に偏っている。例えば 2013 年には、合計 650 万人の ASEAN 域内移住者の約 97%が、タイ、マレーシア間の国境を越えた。タイがこの地域で最も多くの移民を迎えており、マレーシアとシンガポールがこれに次ぐ。ミャンマーとインドネシアは ASEAN で最大の移住労働力の出身国となっている。

第 6 に、宗教も重要な論点である。ミャンマーの例でいえば、国民のほとんどは仏教徒だが、ロヒンギャ問題では、特にインドネシアとマレーシアから強く批判される状況となっている。もともと 3 大宗教の共存とメンバー国内における少数民族の包摂という地域の特性は、EU との対比でも、より顕著な特性である。

第 7 に、華僑のネットワークが強大な存在感を維持している。インドネシアのなかでの華僑の人口はおよそ 300 万人で、人口の約 1.2% (BPS2017) を占めるに過ぎないが、一説では物流と貿易の約 95%を握るといわれる。マレーシアとシンガポールにおける華僑の割合は、インドネシアよりもさらに高く、ASEAN の貿易を語る場合にも、華僑のネットワークが果たす役割は極めて大きいことを改めて認識すべきであろう。インドネシアの 8 大財閥、すなわちサリムグループ (Salim Group)、アストラ・インターナショナル (Astra International)、シナルマスグループ (Sinar Mas Group)、ジャルムグループ (Djarum Group)、リップグループ (Lippo Group)、グダンガラム (Gudang Garam)、ロイヤルゴールデンイーグル (Royal Golden Eagle)、バリトープシフィック (Barito Pacific) のオーナーは全て華僑で、多くはシンガポールなどで主要なビジネスを展開している。将来の AEC の展開においてはこのような華僑ネットワークが十全にその役割を發揮することが求められるのだが、インドネシアでみられるように、華僑に対する反感が強く、排斥するような運動がしばしば起こるようでは、共同体の将来性を危うくするであろう。

#### 参考文献

- 安藤光代 (2009) 「ASEAN における非関税措置と貿易・投資円滑化」慶應義塾大学三田商学研究第 52 巻第 2 号、慶應義塾大学出版会
- 三浦有史 (2016) 「ASEAN 経済共同体 (AEC) の行方一日中の狭間で揺れる 6 億人市場の帰趨」 JR I レビュー 2016 Vol.3, No.33、日本総合研究所
- 清田耕造・神事直人 (2007) 「実証から学ぶ国際経済」有斐閣
- 石戸光・伊藤恵子・深尾京司・吉池喜政 (2003) 「東アジアにおける垂直的産業内貿易と直接投資」 RIETI Discussion Paper Series 03-J-009
- Aturupane, Chonira, Simeon Djankov and Bernard Hoekman (1999) “Horizontal and Vertical Intra-Industry Trade between Eastern Europe and the European Union,” *Weltwirtschaftliches Archiv*, Vol.135, No.1

- Fontagné, Lionel, Michael Freudenberg, and Nicholas Péridy (1997) “Trade Patterns Inside the Single Market,” CEPII Working Paper No. 1997-07, April, Centre D’Etudes Prospectives et D’Informations Internationales.
- Giovanni Capannelli (2014)” THE ASEAN ECONOMY IN THE REGIONAL CONTEXT: OPPORTUNITIES, CHALLENGES, AND POLICY OPTIONS”, ADB WORKING PAPER SERIES ON REGIONAL ECONOMIC INTEGRATION
- Government of Indonesia (2006) “UNDANG-UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 17 TAHUN 2006 TENTANG PERUBAHAN ATAS UNDANG-UNDANG NOMOR 10 TAHUN 1995 TENTANG KEPABENAN”
- Government of Indonesia (2012) “PERATURAN MENTERI KEUANGAN REPUBLIK INDONESIA NOMOR 20B/PMK.011/2012 TENTANG PENETAPAN TARIF' SEA MA\$UK DALAM RANGKA ASEAN TRADE IN GOODS AGREEMENT(ATIGAI).
- Government of Indonesia (2019) “PERATURAN MENTERI KEUANGAN REPUBLIK INDONESIA NOMOR 11/PMIZ.04/2019 TENTANG PERUBAHAN ATAS PERATURAN MENTERI KEUANGAN NOMOR 229/PMK.04/2017 TENTANG TATA CARA PENGENAAN TARIF BEA MASUK ATAS BARANG IMPOR BERDASARKAN PERJANJIAN ATAU KESEPAKATAN INTERNASIONAL”
- Greenaway, D., R.Hine, and C.Milner (1995) “Vertical and Horizontal Intra-Industry Trade: A Cross Industry Analysis for the United Kingdom,” Economic Journal 105 (November)
- International Labour Organisation (ILO) & International Organisation for Migration (IOM) (2017), Risks and rewards: Outcomes of labour migration in South-East Asia
- Kumar, S., & Siddique, S. (2012). BATAM -Whose Hinterland? The Influence of Politics on Development (1st Ed.). Singapore: Select Publishing.